

こ保第 147 号
令和 2 年 4 月 10 日

保護者の皆様

保育課長 中村 誠

緊急事態宣言下の保育所等の利用に関するお願い

標題の件につきまして、令和 2 年 4 月 7 日（火）に国から緊急事態宣言が発出され、大阪府の対応方針が示されました。

これらを受けて、市立保育所では令和 2 年 4 月 15 日（水）から下記**市の対応 5**の対応とすることとしております。

また、市内民間保育所等に対し、市立保育所と同様の対応を要請しております。

つきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止及び児童の安全確保の観点から、本対応について御理解、御協力をお願いいたします。

なお、要請に基づき家庭での保育を行った児童に対する保育料、給食費については、日割り計算し、還付する予定としております（令和 2 年 4 月 13 日（月）から 5 月 6 日（水）までの間で要請に基づき家庭での保育を行った日数）。

詳細については、別途お知らせいたします。

市の対応 5

国・大阪府等による緊急事態宣言が発せられた場合【第 1 段階】

国の緊急事態宣言の期間（5 月 6 日（水）まで）の対応
原則、休所とする。（4 月 15 日（水）から適用する。）

ただし、世帯員のいずれかに医療、消防、警察、福祉施設（介護、障害、保育、留守家庭児童会）従事者がいる世帯に限り、保育所を利用できるものとする。

また、親族等に預けるなど、家庭での保育が困難な世帯で、次のいずれかに該当する場合は、利用できるものとする。

- ① 小規模事業所等、勤務しなければ事業継続が困難な方
- ② 休業補償がない方
- ③ その他、家庭での保育が著しく困難であると市が認めた世帯

※ 保育所等での受け入れについては、在籍する施設に御相談ください。

市の対応については、随時市 HP を更新いたしますので、適宜御確認をお願いいたします。

572-8533

大阪府寝屋川市池田西町 28 番 22 号
寝屋川市こども部保育課

TEL : 072-812-2552（直通）